二　令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、8の2から11の2まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物（以下「特定化学物質」という。）であって、特定個人サンプリング法等対象特化物以外のものの濃度の測定　測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法

（削る）

2　前項に規定する方法による特定化学物質の濃度の測定は、測定基準別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第八条　特化則第三十六条の三の二第四項第一号及び同条第五項第一号に規定する呼吸用保護具（第五項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2　（略）

3　前項の特定化学物質の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一・二　（略）

三　測定基準第十条の二第一項に定めるところにより測定を行った場合　当該測定における特定化学物質の濃度の測定値のうち最大の値

4～6　（略）

（粉じんの濃度の測定の方法等）

第十条　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条の三の二第四項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）の濃度の測定　個人サンプリング法において用いられる方法

二　（略）

（削る）

二　令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物又は同表第二号1から3まで、3の3から7まで、8の2から11の2まで、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物（以下第八条において「特定化学物質」という。）であって、前号に掲げる物以外のものの濃度の測定　測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法

2　前項の規定にかかわらず、特定個人サンプリング法対象特化物の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一　試料空気の採取は、特化則第三十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の特定個人サンプリング法対象特化物の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二　前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される特定個人サンプリング法対象特化物の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三　試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

3　前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第八条　特化則第三十六条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具（第五項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2　（略）

3　前項の特定化学物質の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一・二　（略）

三　前条第二項に定めるところにより測定を行った場合　当該測定における特定化学物質の濃度の測定値のうち最大の値

4～6　（略）

（粉じんの濃度の測定の方法等）

第十条　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一　粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）の濃度の測定　測定基準第二条第四項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法

二　（略）

2　前項の規定にかかわらず、粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一　試料空気の採取は、粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の粉じんの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。